

親族の後見人等として活動される方へ

※以下、親族後見人と表記

親族後見人専門相談 を行っています

相談
無料

大阪市成年後見支援センターは、大阪市において権利擁護支援の推進機関（中核機関）として、親族後見人を支援する取り組みを行っています。

相談できる方

市内在住の
親族後見人

市内在住の方
の親族後見人

相談できる内容

- ・ 初回報告の作成方法、就任時に行う各種手続きについて
- ・ 定期報告書類の作成方法
- ・ 後見業務に関すること

相談方法

- ・ 相談は予約制となります
 - ・ まずはお電話かメールでご連絡ください
- ※相談回数には上限があります

専門相談とは

後見活動に係る業務について、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士のいずれか）がご相談をお受けします。

相談日時

月～金（祝日・年末年始除く）の
13時30分～または15時～
の2部制（相談時間は1回45分）

お問い合わせ先（相談会場）：大阪市成年後見支援センター

TEL. 06-4392-8282

Mail. yousei@shakyo-osaka.jp

〒557-0024 西成区出城2-5-20 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

センターHP



運営：社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会(大阪市委託事業)

「親族後見人専門相談」 申込書

(フリガナ) 氏名	
住所	〒
電話番号	
選任の状況	<input type="checkbox"/> 親族の成年後見人等に選任されている <input type="checkbox"/> 親族の任意後見人に選任されている
<p>相談したい内容</p> <input type="checkbox"/> 家庭裁判所への報告に関する事 <input type="checkbox"/> 後見活動に関する事 <input type="checkbox"/> 施設・介護サービスに関する事 <input type="checkbox"/> その他 <small>*現在の状況と、ご相談の内容を簡単にご記入ください</small>	
備考	<small>*障がい等により配慮が必要な方は、その旨ご記入ください</small>

「申込書」は右記QRコードからでも入力できます。

